# 大阪市会委員会条例の一部を改正する条例案

本案を別紙のとおり提出する。

令和2年3月26日

大阪市会議長 広 田 和 美 様

## 提出者

ホンダ リ エ 永 井 啓 介 佐々木 哲 夫 守 島 山下昌彦 杉山幹人 正 出 崎 太 飯田 哲 史 大 橋 一 隆 丹 野 壮 治 佐々木 り え 高 見 亮 田和彦 山本長助 北 野 妙 子 前 福 武 洋 八尾 進 西 徳 人 田 照明 明石直樹 西 﨑

### (別 紙)

### 大阪市会委員会条例の一部を改正する条例

大阪市会委員会条例(昭和31年大阪市条例第28号)の一部を次のように改正する。 第2条第2項第6号を次のように改める。

- (6) 建設港湾委員会 13人
  - ア 環境局の所管に属する事項
  - イ 建設局の所管に属する事項
  - ウ 大阪港湾局の所管に属する事項
  - エ 水道局の所管に属する事項

附則

この条例は、大阪市事務分掌条例の一部を改正する条例(令和元年大阪市条例第32 号)の施行の日から施行する。

#### 説明

大阪市事務分掌条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する。

√傍線は削除 太字は改正

### 大阪市会委員会条例(抄)

(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)

## 第2条 省 略

- 2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。ただし、区 役所の所管に属する事項であっても、市政改革委員会以外の常任委員会の所管に 係るものについては、それぞれ当該常任委員会が所管するものとする。
  - (1)-(5) 省略
  - (6) 建設港湾委員会 13人

アーイ 省 略

ウ <u>港湾局</u> の所管に属する事項 **大阪港湾局** 

工省略

3 省略